◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　１号清水立体八坂高架橋工事　１号清水立体八坂高架橋工事にかかる技術協力業務

⑶　工事場所　静岡市清水区八坂東二丁目から八坂西町

⑷　工事内容

１）設計（以下「技術協力業務」という。）

ⓐ　設計内容　橋梁技術協力　１式

ⓑ　予定工期　契約締結の翌日から平成31年３月29日までを予定している。

ⓒ　本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

２）施工（以下「建設工事」という。）

ⓐ　工事内容

【八坂高架橋】

鋼橋上部工　１式

鋼製橋脚工　１式

ⓑ　予定工期　契約締結の翌日から平成33年12月22日までを予定している。

⑸　本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に本建設工事の契約を締結する。

なお、本案件に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

⑹　本建設工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑺　本建設工事は、週休２日制の試行対象工事である。

⑻　本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑼　参考額　本技術協力業務の規模は１千万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は15億円程度（税込み）を想定している。

⑽　本案件は、競争参加資格があると認められた者のうち、一次審査の評価点の合計が上位の者を選抜し、技術提案書の提出要請を行う段階的選抜方式の試行工事である。

⑾　本案件は、説明書を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙方式に変えることができる。

⑿　本案件は、資料提出を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。

⒀　本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成29・30年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

また、技術協力業務の契約締結日までに、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成14年度以降に、元請けとして、次のㇷ゚から㋄に掲げる要件をすべて満たす鋼橋の製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、ㇷ゚から㋄の工事は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）また、説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成14年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

ㇷ゚　道路橋（Ａ活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く。）の工事。

ㇷ　橋梁形式が下記形式の鋼橋であること。

| 橋梁形式 | 適否 |
|---|---|
| 単純鈑桁橋 | × |
| 単純箱桁橋 | × |
| 連続鈑桁橋 | × |
| 連続箱桁橋 | ○ |
| 鋼床版鈑桁橋（単純・連続） | ○ |
| 鋼床版箱桁橋（単純・連続） | ○ |

㋄　最大支間長が40m以上の工事。

⑸　次に掲げる基準を満たす設計技術者を技術協力業務の契約締結日までに配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②　設計技術者は下記ⓐから㋑のいずれかの資格を有すること。

ⓐ　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

ⓑ　博士（工学）（専門分野：橋梁または鋼構造に関する研究）

ⓒ　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）

ⓓ　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

㋑　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省の登録を受けた資格をいう。

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建築施工管理技士の資格を有する者

・１級建築士の資格を有する者

・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者